

高知県の図書館行政のあり方

— 提言 —

高知県立図書館

目次

はじめに・・・ 2

1. 高知県の図書館行政の現状と課題・・・ 3

- (1) 図書館に対する認識が進んでいない
- (2) 公立図書館の設置が進んでいない
- (3) 図書費が少ない
- (4) 職員体制が貧弱
- (5) 学校図書館が未整備で、支援体制が構築されていない

参考資料 公立学校における司書教諭発令状況及び学校図書館担当職員配置状況（都道府県別）

・・・ 6

2. 社会情勢の変化に伴ってこれからの図書館に求められる機能・・・ 8

- (1) 知的産業へのリニューアルに必須の「知的基盤」
- (2) 県民生活の「安全・安心」を支える「知識と情報の提供機関」
- (3) 子どもが心豊かに育つために不可欠な地域の「生活環境」
- (4) 子どもたちに不可欠な「教育環境」
- (5) 地域の「健康情報センター」
- (6) 人口減少を食い止めるための「魅力ある教育、情報、文化環境」

3. 県立図書館、市町村立図書館、学校図書館に求められるそれぞれの機能と相互の連携のあり方

・・・ 11

4. 県立図書館に必要な具体的な機能・・・ 14

① 整備すべき具体的な機能・・・ 14

一覧

- (1) レファレンス・サービス・センター機能
- (2) 市町村支援機能
- (3) 資料保存センター機能
- (4) 学校支援センター機能
- (5) 子ども読書活動支援センター機能
- (6) 図書館の利用に障がいのある人への援助機能

② 県立図書館に必要な具体的な機能を支える設備・施設の整備のあり方・・・ 20

- (1) 十分な最大収容冊数と書庫容量が必要
 - (2) 商用データベース等の整備・充実が必要
 - (3) 市町村支援のためのスペースが必要
 - (4) 子ども読書活動支援センター機能を支えるスペースが必要
 - (5) 障がい者サービスのためのスペースが必要
 - (6) 高知県文書・資料館の併設が必要（県立図書館とは別枠・別組織で）
- (参考) 新県立図書館各部の必要面積と総延べ床面積等（高知県立文書・資料館部分を併記）

※ 新しい県立図書館に必要なその他の機能や設備・施設等

※ 用語解説・・・ 26

※ 関係法令等・・・ 31

- 公立図書館の設置及び運営に関する望ましい基準・・・ 31
- 図書館法・・・ 37

はじめに

現在の高知県立図書館（以下、当館）は、昭和48年5月に竣工し、すでに36年が経過しています。設計上の収容能力は30万冊ですが、現在、その約2倍の58万冊前後の蔵書があり、老朽化・狭隘化が進んでいます。

この状況を解決するため、高知県教育委員会（以下、県教育委員会）が「新高知県立図書館整備構想」（以下、「整備構想」シキボウ跡地が移転予定地）を取りまとめましたが、移転予定先の事情が変わり、工事着工に至りませんでした。

その後、平成17年9月には、JR高知駅南側の県有地に、県立女子大、県立図書館、県民文化ホールの複合施設を建設するという「駅前複合施設構想」が発表されました。県教育委員会は「新県立図書館構想」を策定（平成18年5月）したものの、財政難や県民世論調査の結果等を考慮し、平成19年1月18日までに、県は、構想を断念することに決定しました。

その数日後、橋本高知県知事（当時）と岡崎高知市長とのトップ会談が行われ、知事が、「県・市が何らかの形で手を携えた図書館づくりができれば望ましい」と発言し、それを受けて岡崎市長も「県立図書館と市民図書館の複合化構想については、市民に対しこれまで以上の図書館サービスが展開できることと中心市街地の活性化につながるものであれば、（協議することについて）受け入れることはやぶさかではない」と答え、県は当館と生涯学習課、市は市民図書館を窓口にして、平成19年4月から事務的な検討会が月1回のペースで進められることとなりました。

同年5月25日には、高知市長による「追手前小学校と新堀小学校の統合後の追手前小学校跡地に県市合同図書館をつくる」との構想案がマスコミ等を通じて公表され、新たな局面を迎えました。

検討会における検討内容は、平成20年3月に『県立図書館・市民図書館問題検討会報告書』にまとめられており、同年8月には、この問題を報じる高知新聞に大きく取り上げられました。同報告書では、来館者への直接サービスが両館の機能上重複する部分に該当すると考えられるものの、現実問題として、サービスの実質的な内容やカバー範囲、設備面においてかなりの違いがあり、「これら『重複』部分についての判断は慎重であるべきである」との見方が示されています。

翌年の県議会では、当館の移転予定地の候補として「城西公園」が提案され、追手前小学校跡地と城西公園という2つの候補地について、県と市で協議が行われることとなりましたが、現時点では、県・市双方の図書館整備のあり方や移転予定地について結論が出ていません。（平成21年8月現在）

このような状況の中で、滋賀県のように、県が図書館振興策を策定し、それにしたがって県全体の図書館行政を発展させた事例があることから、県・市の図書館整備については、高知県全体の図書館行政の一部としてそのあり方を議論する必要があるとの認識が、県教委事務局内で生まれてきました。

その結果、まず、滋賀県内の市立図書館2館と県立図書館を、県教育長、生涯学習課職員、県立図書館長の計3名で視察（本年7月）が行われました。

その後、そこで得た知見を踏まえ、グローバル化した現代社会において図書館に求められる機能や館種の違う図書館同士の連携のあり方、新しい県立図書館に求められる機能やそれを支える設備・施設のあり方等を、図書館の原点に立脚し、かつ高知県の現状・課題も考慮して、当館の提言として取りまとめたのが、この「高知県の図書館行政のあり方」です。なお、文中には、図書館学の専門用語や関係法令等が出てきますが、巻末に用語解説や法令全文を掲載してありますので、適宜ご参照ください。

当資料が、高知県全体の図書館振興につながるような県と市の図書館整備に、少しでも貢献できれば幸いです。

平成21年8月21日
高知県立図書館

1. 高知県の図書館行政の現状と課題

(1) 図書館に対する認識が進んでいない

図書館は「文化施設」「受験生が問題集や参考書を持ち込んで勉強するところ」という認識が、依然、根強く残っている。図書館は当然、文化的な施設でもあるが、それ以前に、社会教育のための機関である。

図書館は、日常の学習や趣味のためだけではなく、日常生活や仕事に必要な情報・資料を提供する機関である。高知県の図書館振興のためには、まず、この認識を広める必要がある。

(2) 公立図書館の設置が進んでいない

県内の市町村立図書館の設置率は表1のとおりであり、特に中山間地域で図書館の設置が進んでいない。学校図書館の一部公立図書館化なども視野に入れて図書館未設置地域解消を目指すとともに、図書館設置自治体では分館・分室の整備を図る必要がある。

表1 都道府県別の図書館設置率と順位

順位	都道府県名	設置率	順位	都道府県名	設置率
1	富山県	100.0%	25	島根県	76.2%
2	石川県	100.0%	26	栃木県	74.2%
3	福井県	100.0%	27	三重県	72.4%
4	広島県	95.7%	28	秋田県	72.0%
5	鳥取県	94.7%	29	千葉県	71.4%
6	埼玉県	92.9%	30	山梨県	71.4%
7	東京都	91.9%	31	福岡県	71.2%
8	静岡県	90.2%	32	香川県	70.6%
9	兵庫県	90.2%	33	佐賀県	70.0%
10	山口県	90.0%	34	鹿児島県	69.6%
11	岡山県	88.9%	35	宮崎県	66.7%
12	大分県	88.9%	36	長野県	64.2%
13	滋賀県	88.5%	37	高知県	61.8%
14	神奈川県	84.8%	38	奈良県	61.5%
15	茨城県	84.1%	39	山形県	60.0%
16	大阪府	83.7%	40	和歌山県	60.0%
17	長崎県	82.6%	41	宮城県	58.3%
18	愛知県	82.0%	42	群馬県	57.9%
19	岐阜県	81.0%	43	熊本県	56.2%
20	愛媛県	80.0%	44	北海道	55.0%
21	徳島県	79.2%	45	青森県	55.0%
22	新潟県	77.4%	46	沖縄県	51.2%
23	岩手県	77.1%	47	福島県	46.7%
24	京都府	76.9%			

『日本の図書館』2008より作成

(3) 図書費が少ない

県内の市町村立図書館は、全般的に図書費が少ない。県内公立図書館の1館平均の図書費

と全国のそれとの比較を次ページの表2に掲げている。市立図書館が全国平均の40%で町村立図書館の全国平均にも届いていない。さらに、町村立図書館に至っては約1/4であり、差がありすぎる。このことから、高知県民が他の都道府県民と比べて、接することのできる図書の種類が著しく少ない状態に置かれていることがわかる。

高知県民は、生活・仕事・学習に必要な情報・資料を、この少ない選択肢から選ばなければならないのが実情である。他都道府県の県民との間に、情報格差だけではなく、教育機会の格差が生じている可能性も高い。

(4) 職員体制が貧弱

高知県内の公立図書館は、職員体制が非常に貧弱である。専任職員数の現状と47都道府県平均との比較は次ページの表3のとおりである。これでは、図書館に求められる機能を十分に発揮するのは難しい。高知市内と高知市以外の1館平均の専任職員数や司書数の格差が大きい。

県内の市町村立図書館（分館を含む）のうち、職員数2人以下の図書館が約4割、3人以下が約2割ある。市町村立図書館の職員が研修会に参加しやすいよう、最低4人の体制が組めることを目指し、そのうち最低3人の司書を確保する必要がある。

(5) 学校図書館が未整備で、支援体制が構築されていない

学校図書館が未整備である。次ページの表4で、その整備状況と47都道府県での順位を掲げている。図書整備状況の達成率が低いのに加え、人員の配置が進んでいないのがわかる。

特に、11学級以下の小学校、中学校の司書教諭発令率が著しく低い。高知県は11学級以下の学校が小学校で約76%、中学校で約81%を占めているので、高知県内の学校図書館の大部分が、求められる機能を発揮するのが難しい状態と言ってよい。

学校図書館担当職員（学校司書等）の配置率は、さらに低い。47都道府県中の順位は最低レベルと言ってよい。

新学習指導要領では、各教科を通して「言語活動の充実」が重視されており、児童・生徒だけではなく、教員も多くの本を読む必要がある。それに伴って、学校図書館の活用も求められており、司書教諭や学校司書などの専門職員の配置を急ぐ必要がある。

学校図書館が求められる機能を発揮するためには、それを日常的に支援する市町村立図書館、県立図書館の整備・充実も急務である。しかし、県内の公立図書館の現状は、前述のとおりであり、学校図書館への支援体制が確立されているとは言えない。

表2 図書費（1館平均）の高知県と全国との比較

区 分		平均資料費
高知県	市立図書館	約 300 万円
	うち、町村立図書館	約 90 万円
	上に県立図書館を含んだ全公立図書館	約 270 万円
全国	市立図書館（特別区含む）	約 750 万円
	うち、町村立図書館（広域市町村圏含む）	約 370 万円
	上に県立図書館を含んだ全公立図書館	約 740 万円

平成20年度予算額（社）日本図書館協会『日本の図書館』より作成

表3 公立図書館の専任職員数に関する高知県と全国との比較

区 分		職員数等	順位
高知県	専任職員数	66 人	45 位
	高知市	49 人	/
	高知市以外	17 人	
	1館平均（全県）	約 1.9 人	44 位
	高知市	約 6.1 人	/
	高知市以外	約 0.7 人	
	うち、司書（補）数	24 人	最下位
	司書率	36.4%	43 位
	高知市内司書数	14 人	/
	高知市外司書数	10 人	
	1館平均（全県）	約 0.7 人	
	高知市	約 1.8 人	
	高知市以外	約 0.4 人	
専任職員数	13,036 人	/	
1県平均	約 277 人		
1館平均	約 4.2 人		
うち、司書（補）数	6,541 人		
1県平均	約 139 人		
1館平均	約 2.1 人		
司書率	50.0%		

1館平均算出の根拠となる館数は県立・分館を含む『日本の図書館』2008より

表4 高知県の学校図書館の整備状況と47都道府県中の順位（順位は11学級以下のみ）

	図書の整備		司書教諭の発令率			学校図書館担当職員	
	達成率	順位	12学級以上	11学級以下	順位	配置率	順位
小学校	40.4%	28位	100%	1.1%	44位	0.4%	46位
中学校	30.7%	30位	100%	3.2%	42位	0.9%	45位

文部科学省 平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」より作成

上表に係る同調査の「参考資料」は本資料6～7ページ参照

参考資料 1

(1) 公立学校における司書教諭発令状況及び学校図書館担当職員配置状況（都道府県別）

①公立小学校における司書教諭発令状況及び学校図書館担当職員配置状況

【公立小学校】※20年5月現在

順位	都道府県名	学校数 合計	司書教諭							学校図書館担当職員	
			司書教諭 発令学校 数合計	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校図書 館担当職 員配置学 校数	割合
				学校数	司書教諭 発令 学校数	発令率	学校数	司書教諭 発令 学校数	発令率		
	合計	21,539	13,136	11,274	11,207	99.4%	10,265	1,929	18.8%	8,227	38.2%
1	北海道	1,283	516	489	487	99.6%	794	29	3.7%	29	2.3%
2	青森県	364	152	123	123	100.0%	241	29	12.0%	9	2.5%
3	岩手県	417	98	95	95	100.0%	322	3	0.9%	34	8.2%
4	宮城県	438	238	214	213	99.5%	224	25	11.2%	202	46.1%
5	秋田県	262	78	70	70	100.0%	192	8	4.2%	20	7.6%
6	山形県	269	95	84	84	100.0%	185	11	5.9%	167	62.1%
7	福島県	512	207	188	188	100.0%	324	19	5.9%	10	2.0%
8	茨城県	571	490	263	263	100.0%	308	227	73.7%	222	38.9%
9	栃木県	406	305	174	174	100.0%	232	131	56.5%	195	48.0%
10	群馬県	337	253	199	199	100.0%	138	54	39.1%	266	78.9%
11	埼玉県	819	728	655	655	100.0%	164	73	44.5%	438	53.5%
12	千葉県	845	642	545	545	100.0%	300	97	32.3%	553	65.4%
13	東京都	1,276	1,087	976	922	94.5%	300	165	55.0%	464	36.4%
14	神奈川県	862	818	788	787	99.9%	74	31	41.9%	224	26.0%
15	新潟県	555	258	206	206	100.0%	349	52	14.9%	191	34.4%
16	富山県	202	139	103	103	100.0%	99	36	36.4%	185	91.6%
17	石川県	226	126	114	114	100.0%	112	12	10.7%	128	56.6%
18	福井県	208	117	72	72	100.0%	136	45	33.1%	36	17.3%
19	山梨県	201	87	82	82	100.0%	119	5	4.2%	181	90.0%
20	長野県	386	225	211	211	100.0%	175	14	8.0%	357	92.5%
21	岐阜県	382	232	200	200	100.0%	182	32	17.6%	312	81.7%
22	静岡県	527	381	319	319	100.0%	208	62	29.8%	324	61.5%
23	愛知県	983	796	731	731	100.0%	252	65	25.8%	405	41.2%
24	三重県	404	214	170	170	100.0%	234	44	18.8%	63	15.6%
25	滋賀県	231	156	139	139	100.0%	92	17	18.5%	14	6.1%
26	京都府	412	389	239	239	100.0%	173	150	86.7%	63	15.3%
27	大阪府	1,016	907	852	845	99.2%	164	62	37.8%	325	32.0%
28	兵庫県	813	521	502	502	100.0%	311	19	6.1%	81	10.0%
29	奈良県	214	166	144	144	100.0%	70	22	31.4%	24	11.2%
30	和歌山県	272	123	90	90	100.0%	182	33	18.1%	0	0.0%
31	鳥取県	148	148	66	66	100.0%	82	82	100.0%	130	87.8%
32	島根県	245	57	50	50	100.0%	195	7	3.6%	75	30.6%
33	岡山県	416	203	150	150	100.0%	266	53	19.9%	336	80.8%
34	広島県	547	314	248	248	100.0%	299	66	22.1%	77	14.1%
35	山口県	329	124	118	118	100.0%	211	6	2.8%	85	25.8%
36	徳島県	215	62	53	53	100.0%	162	9	5.6%	2	0.9%
37	香川県	187	98	84	84	100.0%	103	14	13.6%	65	34.8%
38	愛媛県	349	152	116	116	100.0%	233	36	15.5%	59	16.9%
39	高知県	248	62	60	60	100.0%	188	2	1.1%	1	0.4%
40	福岡県	757	502	456	454	99.6%	301	48	15.9%	421	55.6%
41	佐賀県	175	90	83	83	100.0%	92	7	7.6%	156	89.1%
42	長崎県	372	139	130	130	100.0%	242	9	3.7%	72	19.4%
43	熊本県	421	155	153	153	100.0%	268	2	0.7%	244	58.0%
44	大分県	320	88	85	85	100.0%	235	3	1.3%	188	58.8%
45	宮崎県	260	109	103	103	100.0%	157	6	3.8%	84	32.3%
46	鹿児島県	579	136	136	136	100.0%	443	0	0.0%	451	77.9%
47	沖縄県	278	153	146	146	100.0%	132	7	5.3%	259	93.2%

参考資料 2

(1) 公立学校における司書教諭発令状況及び学校図書館担当職員配置状況（都道府県別）

①公立中学校における司書教諭発令状況及び学校図書館担当職員配置状況

【公立中学校】※20年5月現在

順位	都道府県名	学校数 合計	司書教諭							学校図書館担当職員	
			司書教諭 発令学校 数合計	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校図書 館担当職 員配置学 校数	割合
				学校数	司書教諭 発令 学校数	発令率	学校数	司書教諭 発令 学校数	発令率		
		9,910	5,747	4,544	4,488	98.8%	5,366	1,259	23.5%	3,742	37.8%
1	北海道	664	221	199	198	99.5%	465	23	4.9%	18	2.7%
2	青森県	171	78	57	57	100.0%	114	21	18.4%	0	0.0%
3	岩手県	192	45	43	43	100.0%	149	2	1.3%	14	7.3%
4	宮城県	217	110	88	88	100.0%	129	22	17.1%	98	45.2%
5	秋田県	131	37	35	35	100.0%	96	2	2.1%	18	13.7%
6	山形県	112	57	44	44	100.0%	68	13	19.1%	64	57.1%
7	福島県	239	106	89	89	100.0%	150	17	11.3%	11	4.6%
8	茨城県	233	204	120	120	100.0%	113	84	74.3%	77	33.0%
9	栃木県	169	139	83	83	100.0%	86	56	65.1%	82	48.5%
10	群馬県	172	111	75	75	100.0%	97	36	37.1%	124	72.1%
11	埼玉県	425	357	262	262	100.0%	163	95	58.3%	243	57.2%
12	千葉県	384	298	216	216	100.0%	168	82	48.8%	208	54.2%
13	東京都	596	387	260	239	91.9%	336	148	44.0%	200	33.6%
14	神奈川県	413	368	312	309	99.0%	101	59	58.4%	114	27.6%
15	新潟県	236	118	76	76	100.0%	160	42	26.3%	89	37.7%
16	富山県	83	57	38	38	100.0%	45	19	42.2%	68	81.9%
17	石川県	97	51	43	43	100.0%	54	8	14.8%	54	55.7%
18	福井県	76	52	40	40	100.0%	36	12	33.3%	25	32.9%
19	山梨県	93	38	35	35	100.0%	58	3	5.2%	83	89.2%
20	長野県	193	102	89	89	100.0%	104	13	12.5%	176	91.2%
21	岐阜県	190	105	79	79	100.0%	111	26	23.4%	150	78.9%
22	静岡県	264	198	143	143	100.0%	121	55	45.5%	146	55.3%
23	愛知県	410	324	293	293	100.0%	117	31	26.5%	146	35.6%
24	三重県	168	93	76	76	100.0%	92	17	18.5%	36	21.4%
25	滋賀県	100	74	65	65	100.0%	35	9	25.7%	4	4.0%
26	京都府	162	150	92	92	100.0%	70	58	82.9%	19	11.7%
27	大阪府	464	383	356	333	93.5%	108	50	46.3%	165	35.6%
28	兵庫県	353	243	209	207	99.0%	144	36	25.0%	38	10.8%
29	奈良県	107	67	57	54	94.7%	50	13	26.0%	8	7.5%
30	和歌山県	134	44	32	29	90.6%	102	15	14.7%	0	0.0%
31	鳥取県	60	60	30	30	100.0%	30	30	100.0%	55	91.7%
32	島根県	102	25	23	23	100.0%	79	2	2.5%	21	20.6%
33	岡山県	164	94	74	74	100.0%	90	20	22.2%	137	83.5%
34	広島県	250	132	96	96	100.0%	154	36	23.4%	40	16.0%
35	山口県	163	64	57	57	100.0%	106	7	6.6%	42	25.8%
36	徳島県	87	33	25	25	100.0%	62	8	12.9%	3	3.4%
37	香川県	76	46	41	41	100.0%	35	5	14.3%	30	39.5%
38	愛媛県	136	75	54	54	100.0%	82	21	25.6%	31	22.8%
39	高知県	117	25	22	22	100.0%	95	3	3.2%	1	0.9%
40	福岡県	346	208	180	180	100.0%	166	28	16.9%	176	50.9%
41	佐賀県	96	36	29	29	100.0%	67	7	10.4%	82	85.4%
42	長崎県	194	49	43	43	100.0%	151	6	4.0%	44	22.7%
43	熊本県	182	64	62	62	100.0%	120	2	1.7%	122	67.0%
44	大分県	140	43	39	39	100.0%	101	4	4.0%	94	67.1%
45	宮崎県	138	45	40	40	100.0%	98	5	5.1%	41	29.7%
46	鹿児島県	258	54	54	54	100.0%	204	0	0.0%	198	76.7%
47	沖縄県	153	77	69	69	100.0%	84	8	9.5%	147	96.1%

2. 社会情勢の変化に伴ってこれからの図書館に求められる機能

社会情勢の変化に伴い、図書館に対するイメージや求められる機能も大きく変化している。ポイントは3つある。

1つ目は、住民の日々の生活に役立ち、地域が豊かになるような情報・資料を、迅速・機敏に提供していく「情報提供機関」としての機能である。

近年、否応なく「自己判断・自己責任」を迫られるような社会情勢になってきており、「正確な知識・情報の重要性」を住民自身が自覚せざるを得なくなっている。図書館は、「地域の情報拠点」として、地域の住民が求めている情報・資料を的確に提供する必要がある。

2つ目は、子どもの読書活動を推進する役割を担うことである。これには、学校図書館や教員への支援も密接に関連し、「言語活動の充実」を求める新しい学習指導要領への対応も含まれる。

3つ目は、県外から高知県への移住を促進するためのアピールポイントとしての役割を果たしていくことである。

(1) 知的産業へのリニューアルに必須の「知的基盤」

規制緩和や、いわゆる「グローバル化」により、市場競争はますます激しくなっている。新興国が価格競争力のある製品を輸出し世界の市場でシェアを拡大しつつある現在、日本の産業は、これまでのように「高付加価値」の製品・サービスを提供する一方で、輸出相手国の実情に合わせた「高品質低価格」の製品を投入していく必要にも迫られている。このように、激しく変化する社会情勢の中で、新しいことを貪欲に学び、学んで得た知識を活用していく力が、これまで以上に求められている。

高知県が他の都道府県や世界を相手に発展していくためには、グローバル化した経済や市場の動きに対応できる人材の養成が不可欠となる。そのための「知的基盤」として図書館を位置付けることが必要である。その上で、地域のニーズに配慮した情報・資料の収集も行い、「地域の情報センター」の役割を果たしていくことも求められている。

(2) 県民生活の「安全・安心」を支える「知識と情報の提供機関」

近年、商品やサービスの購入をめぐるトラブルが数多く発生しているが、それを避けるためには、事前に必要な情報・資料を入手し、商品・サービスの内容や性質、考えられるリスクを十分に検討し、理解する必要がある。

また、近年多発しているゲリラ型豪雨や、今世紀前半にも発生すると言われている南海地震などの自然災害の防災・減災対策を、行政機関のみで完璧に行うことは難しい。しかし、十分な知識を県民が備えていれば、被害を最小限に抑えることができる。

世の中には情報が溢れているが、情報の信頼性を判断し、正確な知識を入手するのは難しい。図書館が、県民生活の「安全・安心」を支える情報・資料を提供する必要性は高まっている。

加えて、心身に障がいを持った人たちが、安全、安心に生活していくのに不可欠な「読書権」を、保障しなくてはならない。そのために、個々の障がいを考慮しながら、必要な情報・資料を提供する「障がい者サービス」を図書館が行う必要がある。

(3) 子どもが心豊かに育つために不可欠な地域の「生活環境」

少子化を少しでも緩和するためには、女性が安心して子どもを産み、子育てをしていける環境を整備する必要がある。それには、医療機関の体制強化だけではなく、子育てに困った時に、問

題を解決するためのヒントが豊富にある環境が必要である。

困った時に必要な「高齢者の知恵」を生かす仕組み作りも重要だが、一方で、若い妊婦や保護者が、必要な知識・情報を気軽に入手でき、同じような境遇の仲間と出会える場があることも大切なことである。図書館は、このような場として最適である。

生れた子どもたちが幸せな人生を送るためには、学力の向上も重要な課題である。今、求められている学力は、受験勉強のように、すでに決まっている「正解」により早く正確に到達するための力ではなく、自分なりの結論を設定し、それに導くロジックを考えて、他人を説得する力の基礎となるものである。本を読む力は、これらの基礎として欠かせないものである。

安心して子どもを育てるために必要な場、子どもたちが本を読む「楽しさ」を知り、それを通じて「学ぶことの楽しさ」を知ることができる場として、地域に欠かせない「生活環境」となることが、これからの図書館には求められる。

(4) 子どもたちに不可欠な「教育環境」

学ぶことは本来、楽しいことである。子どもたちが本を読む「楽しさ」を知り、それを通じて「学ぶことの楽しさ」を知るためには、本に触れる機会が多くなるような環境を整えることが必要である。家庭での対応も重要だが、限界がある。児童・生徒が多く時間を過ごす学校の図書館を整備し、そこに専任の司書教諭や学校司書などの専門職員を配置することが必要である。

学校図書館が十分に機能を発揮するには、足りない図書の相互貸借や団体貸出など、市町村立図書館や県立図書館による様々な支援も欠かせない。このように、子どもたちに不可欠な「教育環境」としての役割を、図書館は果たしていく必要がある。

(5) 地域の「健康情報センター」

高齢化は、それ自体が問題なのではなく、高齢者が病気になったり、心身が不自由になったりして、それを支える社会的コストが増大することが問題なのである。

事前に効果的な施策を展開し、高齢者が病気にならず、健康を維持できるようにすることが、大切である。健康づくりのための情報・資料は近年、特に多く出回っており、これを的確に高齢者に提供し、内容を理解してもらうだけでも、健康増進への効果が期待できる。

もし、病気になったり、心身が不自由になる事態に直面しても、病気の治療や看護・介護、本人・家族のQOL（生命の質）を高めるのに役立つ情報・資料も多くなってきている。これからの図書館には、このような情報・資料を確実に収集し、的確に提供していく「健康情報センター」としての役割が求められる。

(6) 人口減少を食い止めるための「魅力ある教育、情報、文化環境」

高知県は、人口減少が激しいが、高知県出身者が戻ってくるのを期待しているだけでは、もはや、減少に歯止めはかけられない。高知県の魅力をアピールして、県外からの移住をより一層促進する必要がある。

そのためには、基本的な教育機会であり、情報源であり、文化環境である図書館は欠かせない。現在、より多くの人に住民となってもらうため、多くの地方自治体が様々な施策を打ち出して魅力をアピールし、住民の「獲得競争」に乗り出している。

高知県から首都圏に転居した人が一様に口にするのは、「学校以外の教育環境」の豊かさであり、その中には必ずと言っていいほど図書館が含まれている。高知県の現状では、安心して子どもを育て教育できる県としてアピールすることだけでなく、県民をつなぎとめておくことさえ

難しくなりつつある。

インターネットの発達で、どこに住んでいても仕事のできる環境が整備されつつある。作家、芸術家の中には、創作の場として田舎を好む人も少なくない。ストレスが多い都会の生活から逃れ、ゆったり暮らせる第2の故郷を探す人もいる。

このような人たちを呼び込むためにも、知的な活動の拠点となるような充実した図書館が必要である。それには、全県的に図書館サービスを整備していくことが欠かせない。

3. 県立図書館、市町村立図書館、学校図書館に求められるそれぞれの機能と相互の連携のあり方

(1) 県立図書館に求められる機能（概略）

- ① 「県民の生活に役立つ図書館」として、司書がレファレンス・サービス^(注1)等を通して必要な情報・資料を提供する。
- ② 「全県民のための図書館」「図書館の図書館」として、来館者等へ専門的なサービスを提供する経験を活用しながら市町村立図書館等を支援する。特に、市町村の図書館にない図書等を貸出す「協力貸出」^(注2)が重要である。合わせて、図書館未設置地域にも図書館サービスが行き渡るようにして、地域による図書館サービスの格差解消を図る。
- ③ 「高知県の図書館振興に取り組む図書館」として、研修会の実施等を通じ、県内図書館の継続的なレベルアップに貢献する。合わせて、「図書館未設置地域」の解消を図る。

(2) 市町村立図書館に求められる機能（概略）

- ① 「住民に最も身近な図書館」として、図書の貸出を中心とした専門的なサービスを行うとともに、要求された資料は相互貸借^(注3)等で必ず提供し、住民の読書活動を支援する。
- ② 「地域の情報拠点」として、基礎的なレファレンス・サービスを実施して住民の知的欲求に応え、生涯学習を推進する。
- ③ 地域の学校図書館等を支援し、子どもの読書活動を第一線で推進する。
- ◆ 求められる機能を果たすのに必要な県内市町村立図書館（高知市除く）の職員数と司書数のあり方に関しては13ページ参照

(3) 学校図書館に求められる機能（概略）

- ① 児童生徒の「読書センター」^(注4)として、図書の貸出や読み聞かせ、ストーリーテリング^(注5)、ブックトーク^(注6)など、子どもの読書活動を推進するために必要な専門的サービスを行う。
- ② 「学習・情報センター」^(注7)として、授業や児童生徒の自発的・主体的な学習活動に必要な資料を提供する。必要なレファレンス・サービスも実施する。
- ③ 「言語活動の充実」^(注8)や「資料の活用」^(注9)を重視している新学習指導要領に対応し、教員が教科等指導のために必要とする資料を収集・提供して「教員のサポート機能」^(注10)を果たす。その際、教員の求めに応じ、資料の活用方法をアドバイスしたり、必要なレファレンス・サービスを行う。

欄内（注）については、26ページの【用語解説】を参照

● 県立図書館と市町村立図書館の連携のあり方

県立図書館に求められる機能を踏まえると、市町村立図書館との連携のあり方として相応しいのは以下の4点である。（図書館職員の人事交流は、初めての自治体を優先）

1. 市町村立図書館への司書の配置促進

市町村立図書館に必要とされる専門的なサービスを住民に提供できるよう、関係方面と密接に連携しながら、司書の配置が促進されるよう支援するとともに、啓発活動を行う。

2. 司書未配置図書館へ県立図書館の司書を派遣

市町村立図書館の機能を向上させるため、司書のいない図書館との人事交流を行う。派遣された司書は、市町村立図書館に必要とされる専門的なサービスを住民に提供する。

3. 市町村の図書館振興策の立案・策定を支援

派遣された司書は、日常業務を行いながら、どこに住んでいても、一定レベル以上の図書館サービスを住民が享受できるよう、県立図書館や市町村教委とも密接に連携しながら、「図書館未設置地域」も含めた図書館振興策を立案する。

4. 市町村立図書館職員の研修と司書資格の取得促進

2の人事交流の一環として、市町村立図書館の職員を県立図書館に受け入れ、司書資格を取得させるための県費による県外派遣を含めて、県立図書館で研修を行う。

● 県立図書館と学校図書館の連携のあり方

前述の県立図書館に求められる機能を踏まえ、全県的な「学校図書館支援センター」として機能する。具体的には、以下の4点が考えられる。

1. 学校図書館への専門職員の配置促進

学校図書館が、子どもの読書活動の推進や授業での活用に必要な専門的なサービスを行えるよう、関係方面と密接に連携しながら専任の司書教諭、学校司書が配置されるように支援するとともに、必要な啓発活動を行う。

2. 学校図書館への司書派遣と司書教諭・学校司書の研修受け入れ

県立図書館から司書を派遣し、協力して学校図書館を運営しながら現場研修を行う。それにより、司書教諭や学校司書のスキルアップを図り、学校図書館で必要とされる専門的サービスを提供できるようにする。また、司書教諭、学校司書等を県立図書館に受け入れ、県外派遣を含めた研修を行くことにより、さらなるスキルアップを図るとともに、県立図書館をはじめとした県内図書館との連携を強化する。

3. 市町村立図書館を通して学校図書館を支援する

学校図書館の蔵書だけでは児童生徒や教員の資料要求に対応できない時、一義的には地元の市町村立図書館が相互貸借等の物的支援をする。しかし、市町村立図書館では対応が難しい場合は、県立図書館が地元の市町村立図書館を通して支援する。

また、学校図書館が求められる機能を十分に発揮できるよう、図書館コンピュータシステムの導入や学校間の資料物流体制の確立を促進し、全県的な図書館ネットワークとの連携が図れるようにする。

4. 学校図書館の一部公立図書館化の促進を支援

学校図書館の一部公立図書館化の促進を支援して地域の住民も利用できるようにし、未設置地域の解消を進める。そのために必要な支援や助言を行う。

● 市町村立図書館と学校図書館の連携のあり方

市町村立図書館に求められる機能を踏まえ、地域の「学校図書館支援センター」として機能する。具体的には、以下の点が考えられる。

1. 物的・人的な支援

学校図書館の蔵書だけでは児童生徒や教員の資料要求に応えられない場合、相互貸借等の物的な支援を行う。さらに、市町村立図書館の職員が学校に出向き、読み聞かせやブックトーク等を行う。自館の蔵書では支援要請に対応できない場合は、県立図書館に応援を求める。

【求められる機能を果たすのに必要な県内市町村立図書館（高知市除く）の職員数と司書数のあり方】

上記について、人口段階別に記した。これは、図書館が独立してサービスを提供できる最低数を示したもので、サービスの量によって、さらに増やす必要が出てくる場合もある。

表5 県内市町村立図書館のあるべき職員体制（人口段階別）※高知市を除く

人口段階	現 状		目指す最低基準
	自治体数	職員数（うち司書）	職員数（うち司書）
1千人未満	図書館設置自治体なし		4人（3人）
1千人～5千人未満	4自治体	2～4人（0～1人）	5人（4人）
5千人～1万人未満	2自治体	3～4人（0～2人）	6人（4人）
1万人～2万人未満	4自治体	3～8人（1～3人）	8人（6人）
2万人～3万人未満	7自治体	3～9人（1～4人）	9人（7人）
3万人～4万人未満	2自治体	7～9人（3～4人）	10人（8人）
4万人～5万人未満	1自治体	8人（4人）	11人（9人）

4. 高知県立図書館に必要な具体的機能

① 整備すべき具体的な機能（一覧）

これからの図書館に求められる機能を果たし、高知県民がこれからも安心して生活していけるように、県立図書館を整備・充実する。必要な機能は主として以下の7つである。

- (1) レファレンス・サービス・センター機能
- (2) 市町村支援機能
- (3) 資料保存センター機能
- (4) 学校支援センター機能
- (5) 子ども読書活動支援センター機能
- (6) 図書館の利用に障がいのある人への援助機能
- (7) その他

上記機能を果たすとともに新館効果による利用増に対応するため、以下の条件整備が必要である。

■ 職員体制の強化

- 正規職員 21人→34人（うち、司書8人→29人）
- 非常勤職員 6人→12人（増加分は司書）
- 委託部分 1人→7人

■ 資料費の増額

2500万円→5500万円

- レファレンス用図書等購入費（年間） 3800万円
- 市町村支援用図書購入費（ 〃 ） 1000万円
- 雑誌購入費（ 〃 ） 700万円

(1) レファレンス・サービス・センター機能

■ 市町村の図書館等で対応できないレファレンスに対応（来館者にも対応）

レファレンス・サービス・センターとして、市町村の図書館等では対応できないレファレンスにも的確に対応し、図書館に求められる機能が県内どこでも果たされるようにする。

● 高度なレファレンス・サービスへの対応が難しい県内市町村立図書館

レファレンス・サービスには、司書の配置と十分な蔵書が不可欠だが、県内市町村立図書館でこれらの条件を満たしているところがほとんどなく、高度なレファレンスには対応困難である。特に、高知市以外の市町村立図書館が深刻である。

● 県民の生活の向上と地域課題の解決を促進

県立図書館の支援により、県内の図書館が住民のレファレンス要求に的確に対応すれば、図書館に求められる機能が果たされ、県民の生活が向上し、地域課題の解決が期待できる。

● 来館者へのレファレンス・サービスも継続

新しい県立図書館でも、これまでと同様に来館者に対するレファレンス・サービスを行っていく。来館者に対するサービスを積み重ね、それを活用しながら、レファレンス・サービス・センターとしての機能をさらに向上させる。

■ **以下の条件整備が必要**（必要な設備・施設はハード整備の項を参照）

① 司書の増員

- 本機能も含め窓口業務に当たる正規司書：5人→15人
- 〃 非常勤職員：3人→7人（増加分は司書有資格者）
- うち、資料出納要員 正規司書：1人
 非常勤職員：2人

（参考：現在は正規司書5人、非常勤司書3人の8人体制）

② 資料費の増額

当該機能に係る図書購入費総額：3800万円

内訳

- レファレンス用図書購入費：2300万円
- その他必要な図書の購入費：1500万円

レファレンス用図書の年間出版
点数やその平均定価等から算出

（参考：現在は資料費総額が約2500万円）

(2) 市町村支援機能

■ **市町村の図書館・図書室等への物的・人的な支援と未設置地域へのサービス**

住民に最も身近な市町村立図書館等に、県立図書館が物的・人的な支援を行う。それにより、地域による図書館サービスの格差を解消し、図書館に求められる機能が全県的に果たされるようにする。合わせて、図書館未設置地域の解消も目指す。

● **相互貸借等の「物的支援」の重要性**

資料費の少ない県内市町村の図書館・図書室等（特に高知市以外）では、住民の求める資料が未所蔵の場合が少なくない。図書館に求められる機能を果たすため、県立図書館による相互貸借等の「物的支援」が必要である。

● **人的支援の重要性**

これからの図書館に求められる機能を果たすには、図書館の職員が、継続的な研修に励むことが必要である。県立図書館は、研修会を開催するなどの「人的支援」を行い、これからの図書館に求められる職員を養成していく。

● **「図書館未設置地域」の解消**

行政の公平性の観点から、受けられる図書館サービスが地域によって違いがあるのは好ましいことではない。高知県の図書館行政のあり方として、「図書館未設置地域」の解消に努力する。

■ **以下の条件整備が必要**（必要な設備・施設はハード整備の項を参照）

① 資料費の増額

- 市町村支援用資料購入費：350万円→1000万円

② 司書の増員

- 4人→9人
正規職員 ：3人→9人（増加分は司書）
非常勤職員：1人（司書有資格者 すでに配置 増員不要）
 - ◆ 設置地域内図書館への派遣 3人（司書）
 - ◆ 未設置自治体への派遣 3人（司書）

③ 旅費の増額（人的支援用）

- 231千円→920千円

（「学校支援センター機能」「子ども読書活動支援センター機能」分も含む）

（3）資料保存センター機能

■ 市町村で保存しきれない資料（図書・雑誌等）を保存

県内の市町村立図書館が求められる機能を果たすため、県立図書館の書庫スペースを増強する。そこには、県立図書館の蔵書だけではなく、市町村で保存しきれなくなった資料の中から必要なものを選んで保存する。それにより、県内図書館の蔵書を適切に新陳代謝させて「鮮度」を保ちながら、「情報・資料選択の幅広さ」も確保する。

● 蔵書の適切な新陳代謝が必要

市町村の図書館・図書室等や県立図書館が求められる機能を果たすため、蔵書の適切な新陳代謝（新しい資料の購入と古い資料の書庫への移管や除籍）が必要であり、開架から除架した古い資料を保存するためには相応の書庫容量が不可欠である。

● 県民のために「情報・資料選択の幅広さ」を確保

地域には様々な課題が山積している上に、地域間競争も激化している。その中で、県民が安心して生活していくために必要な情報・資料を的確に選択し、入手する必要がある。幅広い選択肢から司書の助けも借りて選んだ方が、よりの確な選択が可能である。

● 全県的な視野で「情報・資料の選択の幅広さ」を保証

県内市町村の図書館・図書室等の書庫容量は非常に乏しく、蔵書の「鮮度」を維持することと「情報・資料選択の幅広さ」を確保することの両立が困難である。特に、高知市以外の市町村立図書館の現状は深刻である。県立図書館は、県内の市町村立図書館がこれらを両立し、求められる機能を果たせるようにするため、「資料保存センター機能」を担う。

■ 条件整備のうち、必要な設備・施設はハード整備の項を参照

（4）学校支援センター機能

■ 県立学校及び市町村の学校を市町村立図書館等と協力・協働しながら支援

児童・生徒の学力向上のため、学校図書館が「読書センター」や「学習・情報センター」の機能を果たすことが求められている。

また、新学習指導要領は各教科を通した「言語活動の充実」を重視しており、教員は多くの本を読まなくてはならない。学校図書館は「教員サポートセンター」としての機能も果たしていく必要がある。

県立図書館は、市町村立図書館等と協力・協働しながら学校図書館を支援し、求められる機能を果たしていく。

● 教育環境整備の一環として学校図書館を支援

読書は、豊かな情操と人格を育むだけではなく、読書量と学力との相関関係が各種調査で明らかになっている。「読書センター」や「学習・情報センター」としての学校図書館を整備するため、県立図書館は市町村立図書館等と協力・協働し学校図書館を支援する。

● 教職員の自己研修を支援

新学習指導要領は、各教科を通して「言語活動の充実」を図るため、教員に幅広く本を読むことを求める内容となっている。特に、国語科は、児童の読書の幅を広げるよう指導するために、一冊だけではなく、同じ主人公や作家の本やシリーズも複数読んでおく必要がある。中学校で学習する古典についても、原文・現代語訳・解説書など複数の本を読むことを求められる。

県立図書館は、「教員サポートセンター」としての学校図書館を支援し、教員の自己研修に必要な資料を提供する。

■ 以下に留意

① 協力・協働は市町村立図書館等を側面支援する形で

地域住民、児童・生徒、教員にとって、一番身近で使いやすいのは地元の市町村立図書館である。県立図書館は、市町村立図書館と協力・協働しながら学校や学校図書館を支援していくが、その場合でも、学校や学校図書館に支援を行う市町村立図書館を、県立図書館が側面支援していく形で行うのを原則とすることが望ましい。

② 図書館未設置地域では学校図書館の一部公立図書館化も視野に

高知県は、市町村立図書館の設置率が61.8%であり、図書館の整備が進んでいない。学校図書館の一部公立図書館化を支援して、地域の住民にも使ってもらうことも視野に入れ、図書館未設置地域の解消を目指す。また、市町村立図書館の分館・分室を整備し、図書館ネットワークの形成を促進する必要がある。

■ 以下の条件整備が必要

● 司書の増員

- ・ 学校図書館支援司書：0人→3人（東部・中部・西部の各教育事務所管内に派遣）

● 旅費の確保

- ・ 「市町村支援機能」を参照

(5) 子ども読書活動支援センター機能

■ 全県的な子ども読書活動推進の拠点として

これから必要とされる「学力」を身に付けるため、本を読む力は現代人の「必須能力」である。高知県は、図書館設置率が低く、その力を育む環境が貧弱である。県立図書館が全県的な子ども読書活動推進の拠点となり、子どもが保護者等と一緒に、楽しみながら本を読む環境づくりを進める必要がある。

● 乳幼児から中学・高校生、保護者の読書までを見通した読書活動の推進センター

読書習慣を育てるポイントは、乳幼児期から保護者や家庭の人などと一緒に読書を楽しむこと、保護者・教員など子どもに最も身近な大人の理解、そして思春期の中学・高校生への特別な配慮である。県立図書館は、日頃のサービスの経験を生かし、乳幼児から中学・高校生、そして保護者など大人の読書までを見通した読書活動推進の拠点となる。

● 来館者サービス経験の積み重ねを活用し専門的な助言や研修等の人的支援を行う

県立図書館は、来館者に対するサービスの積み重ねを活用して学校関係者や保育士、職員や図書費の少ない県内市町村の図書館・図書室等（特に高知市以外）の職員に対する専門的

助言や研修会、講師派遣等の「人的支援」を行い、全県的な「子ども読書活動支援センター」としての機能を果たす。

● **子ども読書活動推進に係る啓発活動を行う**

高知県で子どもの読書活動を推進するためには、保護者や学校関係者だけではなく、県内自治体関係者の理解も欠かせない。県立図書館は、来館者に対するサービスの経験の積み重ね活用し、低コストで効果的な啓発活動を行う。

■ **以下の条件整備が必要**（必要な設備・施設はハード整備の項を参照）

① **司書の増員**

- 正規司書 : 1人→3人
(増加分内訳: 児童コーナー担当1人、Y. Aコーナー担当1人)
- 非常勤職員: 1人→3人 (増員分は司書有資格者)
(参考: 現在は主任指導主事1人、正規司書1人、非常勤1人の3人体制)

② **資料費の増額**

- 市町村支援用資料購入費の増額分 (350万円→1000万円) に含む

③ **旅費の増額** (ブロック別研修会の実施・講師派遣用)

- 「市町村支援機能」を参照

(6) **図書館の利用に障がいのある人への援助機能**

■ **障がい者サービスや多文化サービスを実施**

先天的に障がいを持っている人だけではなく、高齢化社会になるほど中途失明者も増加し、加齢によって自由に出歩けなくなる人等も増加する。これからの図書館にとって、障がい者サービスは必要不可欠である。

県立図書館は、図書館利用に障害のある方へのサービスを学びながら実践する。県立図書館の学習・実践の成果を生かして、県内の図書館で、障がい者サービスを実施できるように、研修を行い、相談に応じる。また、必要に応じて、職員を派遣するとともに、インターネット等を活用して、日常的に情報交換等を行う。

さらに、日本語が読めない県在住の外国人の生活に役立つ図書・雑誌等を収集し提供する「多文化サービス」を行う。(※)

■ **以下の条件整備が必要**（必要な設備・施設はハード整備の項を参照）

● **司書の増員**

- ・ 障がい者サービス担当職員 (正規司書): 1人→2人
- ・ " (非常勤職員): 1人 (司書有資格者すでに配置 増員不要)

※「多文化サービス」について

→多文化社会に対応した図書館サービス (multicultural Library service)

(=多文化社会図書館サービス)

図書館サービスを行ううえで、その対象者や設置地域内の文化的多様性を反映させた図書館サービスの総称。サービス対象としては、まず第一義的には、民族的・言語的・文化的少数者 (マ

イノリティ)があげられるが、同時にマイノリティもマジョリティ(多数者)も含む地域のすべての住民にとって、相互に民族的・言語的・文化的相違を理解しあえる資料や情報の提供もその範囲に含む、奥行きと広がりをもったサービス概念である。(中略)

日本における多文化社会図書館サービスの広がり背景としては、在日韓国・朝鮮人をはじめとする定住外国人の権利擁護運動の進展、新規入国外国人の急激な拡大、自治体の「国際化」施策などが考えられる。さらに、それを可能にした図書館サービスの進展、つまり「いつでも、どこでも、誰にでも、どんな資料でも」の合言葉での、「住民の権利としての図書館利用」という概念が根付いてきたこと、中でも、障害者サービスの実践の過程で、すべての住民に対してサービスを保障する必要性と図書館の責任が認識されてきたことなども挙げることができる。

多文化社会図書館サービスの根底に流れる理念としては、(1)すべての住民に対して公平で平等な図書館サービスが提供されるべきであるということ、(2)マイノリティ住民が自らの言語・文化を維持し、発展させる権利を保障するための機関として図書館は位置付けられるということ、(3)多文化多民族共生社会におけるマイノリティ、マジョリティ住民の相互理解を促進するために図書館は住民を援助することができるといったことが挙げられよう。

(『最新図書館用語大辞典』図書館用語辞典編集委員会／編 柏書房 より)

高知県は、県外からの流入人口も少なく、在住外国人の数も多くないので、これらの文化的背景を異にする住民が持っている潜在的なサービス需要の量は少ないと思われる。しかし、そのような状況であるからこそ、これらの人々は孤立しがちであり、きめ細かいサービスの提供が必要である。

本来であれば、県内の市町村立図書館による地域に密着した多文化サービスが必要であるが、これまで見てきた状況から、外国語資料の入手、目録データの作成・分類には大きな困難が伴うことが予想される。したがって、県立図書館で一定の蔵書を構築し、スタッフを配置する必要がある。

(7) その他

■ 歴史的公文書と古文書等の郷土資料は「高知県立文書・資料館」で

歴史的資料となった公文書や古文書等の郷土資料は、世界に2つとない貴重なものが多く、非常に慎重な扱いを要し、図書館とは別の専門知識を持った職員が必要である。

したがって、住民に資料を盛んに利用してもらうのを主旨とする図書館で、それらを一緒に扱うのは無理がある。

歴史的公文書や古文書等の理解に必要な高知県関係の図書・雑誌等とともに、図書館とは別枠・別組織の「高知県立文書・資料館」で保存・管理すべきである。

4. 県立図書館に必要な具体的な機能

② 県立図書館に必要な具体的な機能を支える設備・施設の整備のあり方

これまで見てきたように、高知県は、図書館設置が進んでおらず、設置自治体においても高知市と高知市以外では図書費、職員体制等に大きな格差が発生している。これでは、図書館が備えるべき基本的な機能でさえ、十分発揮できない状況と言わざるを得ない。

加えて、社会情勢が急激に変化する中で、子どもたちが健やかに育ち、全ての県民が安心して生活できるようにするためには、生涯学習がより一層推進されなくてはならないが、これまで見てきたように、地域住民の身近な生涯学習の中核的施設である市町村立図書館の大部分は、その役割を十分果たせるような状況にない。

したがって、高知県立図書館の整備・充実が、単に県立図書館だけの整備・充実で終わるのではなく、この状態を是正し、県民が県内どこに住んでいても一定レベル以上の図書館サービスを受けることができる環境を整備し、生涯学習の実質的な推進につなげるものにしていく必要がある。これが、これから求められる「高知県の図書館行政のあり方」である。

上記を踏まえ、本項では、4の①で挙げた7つの機能を支える設備や施設の整備のあり方について説明する。それらは下の6項目であるが、各項目に共通なのは、それぞれの機能を十分発揮するためには、相応のスペースが必要だということである。

それは、現在の施設より大幅に延べ床面積を増加させる必要のあることを意味する。全体像の概略は、6項目の下に記してある。それぞれのスペースとその面積（概算値）は、新しい県立図書館が整備すべき機能を十分発揮するために、最低限必要なものとして挙げている。

- (1) 十分な最大収容冊数と書庫容量が必要
 - (2) 商用データベース等の整備・充実が必要
 - (3) 市町村支援のためのスペースが必要
 - (4) 子ども読書活動支援センター機能を支えるスペースが必要
 - (5) 障がい者サービスのためのスペースが必要
 - (6) 「高知県立文書・資料館」の併設が必要（県立図書館とは別枠・別組織で）
- (参考) 新県立図書館各部の必要面積と総延べ床面積等（高知県立文書・資料館部分を併記）

※ 新しい県立図書館に必要なその他の機能や設備・施設等

■ 延べ床面積の増加とそれぞれのスペースの必要面積（簡略版）（詳細は28ページ参照）

現在3896㎡→14400㎡（以下は内訳）

- 開架（通路・廊下等は除く）・・・3527㎡
（レファレンス・サービス・センター機能、学校支援センター機能・子ども読書活動支援センター機能、障がい者サービス等）
- 図書館研究・研修センター^(※1)・・・710㎡（市町村支援等）
- 管理スペース・・・・・・・・・・785㎡（事務室・学校支援センター機能等）
- 市町村支援室・・・・・・・・・・485㎡（市町村支援）
- 書庫（通路・廊下等は除く）・・・4968㎡
3653㎡（図書館の資料保存センター機能等）
1315㎡（高知県資料センター書庫）
- 高知県立文書・資料館^(※2)・・・325㎡（開架スペース）
- その他（通路・廊下・機械室等）3600㎡

(※1) 「公立図書館の設置及び運営の望ましい基準」3の(5)より (※2) 図書館とは別枠・別組織

(1) 十分な蔵書収容能力と書庫容量が必要

■ 最大収容冊数（開架＋書庫）は最低150万冊を確保

県立図書館が求められる機能を果たすために必要となる蔵書の収容能力について、県の人口数を算定根拠とするのはあまり意味がない。理由は、次の2点である。

まず、これまで見てきたような社会情勢の変化による様々な影響は、県人口の多寡や増減にはほとんど関係なく、この国の隅々にまで至るからである。次に、どの都道府県及び都道府県民も変化への的確な対応を迫られており、それに必要となる情報・資料の重要性と「幅」が、住んでいる都道府県で違うと考えるのは合理性がないからである。

これらの点を踏まえ、社会の変化で「自己判断・自己責任」を否応なく迫られる現代社会において、県民が安心して生活するために最低限必要な「情報・資料の選択肢の幅」という観点で、新しい高知県立図書館の収容能力を考えていく必要がある。

■ 最低でも150万冊の収容能力が必要

- 開架 20万冊
- 書庫130万冊

（直近10年間に新たに開館した他の県立図書館の収容能力の平均値から算出）

（高知県立文書・資料館部分は別枠）

(2) 商用データベース等の整備・充実が必要

■ アナログ・デジタル両メディアが自由に使える「ハイブリッドライブラリー」へ

県立図書館が求められる機能を果たしていくためには、図書・雑誌等のアナログメディアだけではなく、最新情報の収集に有利な商用データベースやインターネット端末等のデジタルメディアも整備・充実し、利用者が、双方の長所を活用して自由に情報・資料収集できるようにした「ハイブリッドライブラリー」とすることが必要である。

■ 商用データベース等の整備・充実

- 商用データベース端末： 1基→10基
- インターネット端末： 2基→15基
- O P A C兼横断検索端末： →20基
- その他：
 - ・・・情報コンセント付き閲覧席の設置

(3) 市町村支援のためのスペースが必要

■ 物的支援と人的支援を支える設備・施設を整備・充実させる

相互貸借等の物的支援に必要な、図書発送室、搬入・荷捌き室、市町村支援用図書仮置き書架スペース、市町村支援用公用車庫を備えた専用スペースが必要である。

また、県内の図書館関係者等を集めた研修会にも対応できるような大・小の研修室も合わせて整備することが必要である。

■ 市町村支援専用スペースの確保

- 市町村支援室（相互貸借等、資料物流の利便性を図るため駐車場に面した場所に設置）

- ・ 図書発送室
- ・ 市町村支援図書仮置き書架
- ・ 市町村支援用公用車車庫
- 図書館研究・研修センター（研究集会、研修会がない時は、その他の集会事業にも使用）
 - ・ 大研修室（1室）：130人収容×1
 - ・ 小研修室（2室）：25人収容×2

（４）子ども読書活動支援センター機能を支えるスペースが必要

■ サービス対象に合わせたスペース等を設置

就学前の乳幼児や児童生徒など、主なサービス対象者の成長段階に応じたサービスが必要である。個人差はあるものの、概ね小学生高学年から中学・高校生と、それ以前のサービス対象者とは別のノウハウが必要であり、スペースも別にする必要がある。

さらに、これらのサービスに必要な図書・雑誌等の資料を蓄積し、県内の図書館関係者や教育関係者が調査・研究するためのスペースも確保する。

■ 専用スペースの確保

- 児童コーナー（自動貸出機は設置せず、必ず職員が対応し直接本を手渡すようにする）
- おはなしの部屋
- Y. Aコーナー（自動貸出機を設置する）
- 児童書研究室（全点購入した新刊児童書を配架。選書・サービスの調査・研究に資する）

■ 他のスペースを共用

- 研修会・講演会等、必要な人的支援には大・小研修室
- 必要な物的支援には市町村支援室
- 事務連絡には、事務室等

（５）障がい者サービスのためのスペースが必要

■ 障がいに応じた資料が作成できる部屋とゆったりとした書架間隔等の配慮を

通常の活字の本などから、サービス対象者個々の障害に応じた形に変換し、それぞれの障害を持った人が使える資料を作成するための部屋が必要である。また、それに当たるスタッフのための部屋も確保しておく必要がある。

また、開架スペースの書架間隔は、最低限、車いす同士のすれ違いが可能な間隔とする。その他、全館的にユニバーサルデザインを採用し、全ての人に使いやすくする。

■ 専用スペースの確保

- 対面音訳室（2室）
- 音訳・点訳作業室（2室）
- 録音・点訳図書制作室（2室）
- ボランティアルーム（1室）

■ 障がい者・高齢者、子どもを連れた保護者等への配慮

- 書架間隔は210センチ（書架の中心線より）
- オストメイト対応の多機能トイレ（必要数）
- 水回りを完備した授乳室（最低2室）

- エレベーター
- 段差のないフロア
- 段差の小さい階段
- 携帯電話コーナー

(大部分の図書館利用者が携帯電話の利用者であることを前提にした設備で、自分の携帯電話に着信のあった人が通話できる防音室である。着信時には、近くのコーナーに入って通話してもらうことで、通話のためにエントランスホールなど向かって走り出す利用者を減らし、他の利用者との衝突の可能性も減少させる。それにより、障がい者や高齢者、幼い子ども等の安全を確保できる)

- 専用の駐車スペース

■ 他のスペースを共用

- 研修会・講演会等には大・小研修室
- 「宅配貸出サービス」等には市町村支援室
- 事務連絡には、事務室等

(6) 「高知県立文書・資料館」の併設が必要(県立図書館とは別枠・別組織で)

■ 歴史的公文書と古文書等の郷土資料は、「高知県立文書・資料館」へ

高知県には、古文書等の歴史資料が数多くある。一方、県庁の本庁舎等の書庫には、現用期間を終わった公文書が長い間保存されている。これらは、高知県で起こった出来事を記録する資料として、世の中に2つとない貴重なものである。

後の県民が郷土の歴史を知る手掛かりを残し、高知県に一層愛着を持てるよう、それらを保存して閲覧に供する「高知県立文書・資料館」を設置する必要がある。

このような施設は、扱う資料の性格や運営全般にわたり、図書館とは全く違う専門知識・ノウハウが必要であり、その知識を備えた職員や館長が必要なので、県立図書館に別枠・別組織にすべきであるが、その条件を満たした上で新しい県立図書館に併設することは可能である。

■ 専用スペースの確保

- 書架(開架スペース)
- 閲覧室
- レファレンスカウンター
- 作業室
- 書庫(一般・集密・貴重)
- ※ 概略は次ページ参照

■ 人材の確保

- 職員・館長は県内人材で
 - ・ 県庁の公文書や郷土資料に関する専門的な知識を持った人材は県内で確保可能。
 - ・ 公文書館に関する知識やアーキビスト養成のための研修参加で資質向上が可能。
- ※ いずれにしても図書館運営とは全く違う専門知識やノウハウが必要である。

(参考) 新県立図書館各部の必要面積と総延べ床面積等 (高知県立文書・資料館部分を併記)

新県立図書館各部の必要面積と総延べ床面積等 (高知県立文書・資料館部分を併記) [概算値]			
	内容	冊数	面積
1. 新県立図書館	新県立図書館の最大収容能力	150万冊	
	① 開架フロア等	20万冊	3,527 m ²
	内訳		
	1) エントランスフロア等 (通路・廊下・倉庫等は別)		200 m ²
	2) 総合案内カウンター(")		40 m ²
	3) 人文科学コーナー(")		447 m ²
	4) 高知県子ども読書活動支援センター(")		803 m ²
	5) 自然・科学技術コーナー(")		517 m ²
	6) ビジネス情報コーナー(")		545 m ²
	7) 社会科学コーナー(")		503 m ²
	8) 作業室(")		160 m ²
	9) 自動貸出・返却機(")		36 m ²
	10) サービスカウンター(貸・返、出納)(")		176 m ²
	11) 授乳室(")		20 m ²
	12) 障がい者サービススペース(")		80 m ²
	② 図書館研究・研修センター(")		710 m ²
	③ 管理スペース(資料センターと一部共用)(")		785 m ²
	④ 市町村支援室(")		485 m ²
	⑤ 資料保存センター(")	193万冊	4,968 m ²
	内訳		
1) 図書館書庫(普通書架)	130万冊	3,653 m ²	
2) 文書・資料館書庫(一部集密書架)	65万冊相当	1,315 m ²	
2. 高知県立文書・資料館		1.5万冊	325 m ²
⑥ 合計床面積(①+②+③+④+⑤)			10,800 m ²
⑦ その他の面積(通路、廊下、倉庫、機械室等)			3,600 m ²
⑦の中で機械室			864 m ²
⑧ 総延べ床面積(⑥+⑦)			14,400 m ²

各部分、各コーナーの面積は、書架、サービスカウンター、部屋、機器、閲覧席等を配置するための必要最低限のものであり、それらの合計が「ネット面積」と言われるものである。(上表では、「合計床面積」と表記している) それに通路、廊下、事務用倉庫、トイレ、機械室等共用部分の面積(上表では「その他の面積」)を加えたものが、総延べ床面積となる。その他の面積は、総延べ床面積が上表の規模であると、総延べ床面積の約25%とされている。

ちなみに、上表では「高知県立文書・資料館」を含めて計算してある。

※ 新しい県立図書館に必要なその他の機能や設備・施設等

● 必要十分な規模の駐車場

これからの都市のあり方である「コンパクトシティ」では、自家用車に代わり公共交通機関の利用促進が求められているが、現実問題として、首都圏・大都市圏に比べて公共交通機関が整備されていない地方都市では、自家用車なしでは日常生活が大変不便である。

他県の例を見ても、利用が活発な図書館のほとんどには駐車場が完備している。幼い子供を連れた保護者や高齢者、障がい者が図書館を利用しやすくするためにも、これからの図書館には、必要十分な規模の駐車場の設置が必須である。

● 機能トイレや授乳室の設置

オストメイト対応の多機能トイレや水回りを完備した授乳室を設置するのは、現代の図書館建築には常識となっている。

この授乳室には、オムツ交換台や使用済みオムツを捨てられる専用の防臭ゴミ箱、授乳のためのソファの他に、ミルクを溶くためのお湯も常時用意しておくとともに、手洗いもできる水回りも設置する。

● 自然災害に強く防災機能を持った図書館であること

高知県は、今世紀前半にも起ると言われている南海地震対策に追われているが、新しい県立図書館にも十分な耐震性能が求められるのは言うまでもない。強い地震に見舞われた他県の図書館では、スチール書架が飴のようにねじ曲がり、多くの図書や雑誌が書架と書架の間に投げ出され溢れかえるなどの事例が報告されている。

できれば、建物全体が免震構造であることが望ましいが、建設費が高くなるのが難点である。したがって、少なくとも免振機能のある書架を設置すべきである。また、書架は、(県産材を活用した)木製であるのがよい。

さらに、地震時の津波や台風、ゲリラ豪雨による水害に対して利用者・職員・資料の安全を守れるよう、浸水しにくい構造とすることも必要である。

● 環境に配慮した図書館であること

石油・石炭等の化石燃料を活用することで、電化生活やモータリゼーションの発達など、かつてに比べて私たちの日常生活は飛躍的に便利になったが、一方では、気候変動による自然災害が多発し、地球温暖化との因果関係が盛んに論じられている。

あらゆる場で、生活の利便性を維持しつつ、地球環境の持続可能性も確保できるよう努めなくてはならず、公共建築も例外ではない。これからの図書館は、太陽光(熱)、風力など再生可能な自然エネルギーで発電した電気を活用したり、館内の照明にLEDを採用すること等で、消費電力の節約を積極的に推進する必要がある。また、吹き抜け等、照明や空調のエネルギーが余計に必要となる空間をつくらない等の工夫も考慮する。

さらに、県産材を活用した木製の書架等、図書館家具・什器の採用で「カーボンオフセット」活用の可能性も探っていく必要もある。

● 複数の資源を確保しながら運営する図書館であること

厳しい地方財政の中で、求められる機能を図書館が発揮していくためには、予算以外にも複数の資源を確保しながら図書館を運営していく必要がある。他県では、ネーミングライツ(命名権)の売却、広告事業、図書の寄贈や図書購入費補助を目的とした寄付金の積極的な受け入れ等を実施している図書館が少なくない。

当館も、「宅配貸出サービス」の原資にするために、移動図書館バスに企業広告を掲載したり、篤志の個人・団体による図書の寄贈、図書購入のための寄付金の受け入れ等を積極的に行っている。これらに加え、新しい県立図書館においては、建物の命名権売却による資金を図書購入費の補助とする等の方法も考慮する必要がある。

【用語解説】

注1：レファレンス・サービス (reference service)

参考業務、参考事務、参考奉仕、参考調査活動、資料相談、相談業務、などと訳され使用されてきた。情報を求めてきた個々の利用者に対して、図書館員によって提供される人的援助の形式をとるサービスとこの活動を効果的に行うために必要な資料を整備・作成することをいう。

(『最新図書館用語大辞典』図書館用語辞典編集委員会／編 柏書房 より)

注2：協力貸出 (きょうりよくかしだし cooperative lending, inter library lending)

他の図書館の求めに応じて、自館の資料を相互貸借により貸出すこと。都道府県立図書館が域内の市町村立図書館に対して行う貸出しについてこう表現する場合が多い。生涯学習社会の進展にともない、住民が何処に住んでいても身近な図書館から資料が利用でき、また、多様化・高度化する住民の資料要求にこたえられるようにするために、各図書館ですべての資料を整備するには、財政的にも技術的にも限りがあり、所蔵資料だけではこたえきれないことから、各館が蔵書の充実などの自助努力を図りながら、相互に協力し、資料の相互貸借を行うなどの方法で対応している。(注1参考文献より)

注3：相互貸借 (そうごたいしゃく inter-library loan)

図書館システム^(※1)相互の間で資料の貸借を行うこと。図書館が利用者の求める資料を自館に所蔵しておらず、購入できなかつたり、その図書館の収集方針に適さないときに資料を他館から借り受けたり、資料の複製の提供を受けたりして利用者に提供すること。

今日では、出版物が増大するにつれて、多様化・高度化する利用者の資料要求にこたえるためには、すべての資料を備えることが困難であることから、相互貸借は図書館協力^(※2)の中心事業として、あらゆる図書館にとって重要となってきた。(注1参考文献より)

注4：児童生徒の「読書センター」

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす。

～ 学校教育の一環として、すべての子どもに、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与える。学校における読書指導に活用される。

～ 子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供する。様々な本を紹介して、読書の楽しさを伝える。

(「これからの学校図書館の活用の在り方について(報告)」子どもの読書サポーターズ会議 文部科学省 より)

注5：ストーリーテリング (storytelling)

物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができるので、児童図書館・地域文庫^(※3)・家庭文庫^(※4)・学校などで、読書への導入手段として用いられる。欧米では児童図

書館員(*5)の必須な技術として理論化され普及している。日本では、戦前の図書館でも、おはなし会が盛んであったが理論化がなされなかった。戦後、欧米に学び、児童図書館や文庫に定着した。

(注1 参考文献より)

注6：ブックトーク (book talk)

グループを対象として数冊の本を紹介する仕事、またはその集会。通常、図書館員によって、図書館内で行われる。あらかじめ選んでおいた数冊の本を紹介し、集会者にこれらの本について読書意欲を起こさせることを目的とする。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心と呼び起こす読書への動機付けとして効果がある。児童を対象とする図書館業務として「おはなし」(ストーリーテリング)、「読み聞かせ」(*6)とともに、本と子どもを結び付けるための重要な業務で、児童図書館員としては必ず習得しなければならない技術である。

(注1 参考文献より)

注7：児童生徒の「学習・情報センター」

学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たす。

～ 学校図書館で、図書やその他の資料を使って授業を行うなど、教科等の日常的な指導において活用される。

～ 教室での授業で学んだことを確かめ、広げ、深める、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。

～ 図書や新聞、インターネット等のデジタル情報など多様なメディアを提供して、資料の探し方・集め方・選び方や記録の取り方、比較検討、情報のまとめ方等を学ばせる授業の展開に寄与する。更に、司書教諭によるこれらメディアを活用した利用指導等の取組を通じ、情報活用能力を高めるための授業を自ら企画・実施する。

～ 児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習の成果物などを蓄積し、活用できるようにする。(注4 参考資料より)

注8：「言語活動の充実」(新学習指導要領)

(小・中学校) 問2-1

国語科において言語活動例を充実させている趣旨と、指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答2-1

中央教育審議会答申(平成20年1月)においても、教育内容に関する主な改善事項に挙げられているように、各教科等における言語活動の充実は、今回の学習指導要領の改訂において各教科等を貫く重要な視点です。国語科は、言語力育成の基盤となる教科であることから、言語活動例の充実等を行っています。

「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域においては、言語活動を通して、それぞれの指導事項の指導を行うという趣旨をより明確にするため、言語活動例を、新学習指導要領においては内容の(2)に位置付けました(これまでは、小学校

学習指導要領では内容の取扱いに、中学校学習指導要領では指導計画の作成と内容の取扱いに規定)。また、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けさせるという観点から、言語活動例を見直し、小学校では日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論など、中学校では社会生活に必要とされる発表、討論、解説、論述、鑑賞などの言語活動を具体的に例示しています。各学校においては、これまでと同様に内容の(1)に示す指導事項を、(2)に示す言語活動例を通して指導することになりますが、学校や児童生徒の実態に応じて、様々な言語活動を工夫し、その充実を図っていくことが重要です。

(文部科学省HP「新しい学習指導要領Q&A」より)

注9：「資料の活用」(新学習指導要領)

(中学校) 問 4-4

新しい領域の「資料の活用」について詳しく教えてください。

答 4-4

急速に発展しつつある情報化社会においては、確定的な答えを導くことが困難な事柄についても、目的に応じて資料を収集して処理し、その傾向を読み取って判断することが求められます。「資料の活用」の領域では、そのために必要な基本的な方法を理解し、これを用いて資料の傾向をとらえ説明することを通して、統計的な見方や考え方や確率的な見方や考え方を培うことが主なねらいです。

なお、ここでのいう資料とは、様々な事象から見いだされる確率や統計に関するデータのことです。我々の日常生活においては、不確定な事象について判断しなければならないことが少なくありません。その際、資料を活用することで導かれる情報に基づいて適切に判断することが必要です。この領域の名称を「資料の活用」としたのは、これまでの中学校数学科における確率や統計の内容の指導が、資料の「整理」に重きをおく傾向があったことを見直し、整理した結果を用いて考えたり判断したりすることの指導を重視することを明示するためです。

各学年の指導事項の概観は次の通りです。

- 第1学年 目的に応じて資料を収集し、コンピュータを用いたりするなどして表やグラフに整理し、代表値や資料の散らばりに着目してその資料の傾向を読み取ることができるようにする。
- 第2学年 不確定な事象についての観察や実験などの活動を通して、確率について理解し、これを用いて考察し表現することができるようにする。
- 第3学年 コンピュータを用いたりするなどして、母集団から標本を取り出し、標本の傾向を調べることで、母集団の傾向が読み取れることを理解できるようにする。(注8 参考資料より)

注10：教員のサポート機能

「学校図書館の計画的な利用とその機能の活用」(*7)は新学習指導要領の総則中に規定されており、各教科等を通じ、どの教員にも求められる。指導の改善・充実や自らの資質向上のため、それぞれの教員が、学校図書館の機能を有効に活用するスキルを身に付けていくことが大切である。

- 一方、学校図書館法において、学校図書館は、教員のために図書館資料の収集・整理・保存、供用を行う施設としても位置付けられている。
- 教科等指導のための研究文献や教師向け指導資料、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、こうした図書資料のレファレンスや他の図書館から資料を取寄せる等のサービスを行ったりする教員のサポート機能も、学校図書館が本来担うべき重要な役割の1つである。
- しかしながら、少なくともこれまでの学校図書館については、このような機能が十分に発揮されてきたとは言い難い実態がある。(注4 参考資料より)

【上記「用語解説」内に出てきた専門用語についての解説】

* 1 : 図書館システム (library system)

特定の地域のすべての住民に等しく図書館サービスを行うために、自治体内の複数の図書館およびサービスポイントが共同活動を進める組織のこと。またこの組織をかたちづくることを図書館のシステム化という。システムの規模や組織機構は、地域によって異なっている。単一自治体内で中央館、分館、分室、自動車図書館といった一連の組織的つながりによるシステムを形成する場合が多い。(注1 参考文献より)

* 2 : 図書館協力 (としょかんきょうりょく inter library cooperation)

図書館への社会的要求が高まり、1館ごとでは応じ切れない場合に2館以上が協力しあって図書館の機能を高めようとする事。 (注1 参考文献より)

* 3 : 地域文庫 (ちいきぶんこ)

児童図書を備え付けて近隣の子どもたちに貸出す活動および組織。地域の町内会や自治会などを基盤に、施設や経費の援助を受けて活動しているケースが多い。経費は自治会や町内会の予算のほか自治体からの補助金、寄付金、会費、廃品回収収益などをあて、運営は自治会の運営委員が選出した図書委員によってなされるなど、地域のボランティア活動による活動である。

(注1 参考文献より)

* 4 : 家庭文庫 (かていぶんこ)

一般的には個人が、子どものために家庭の一部を開放して設置した読書施設。図書館法第29条の図書館同種施設の種類である。学校図書館および公共図書館が貧困な状況の中で、篤志家が子どもの読書環境をよくするために何かしたいという気持ちが動機となって始められる場合が多く、日本独自のものといわれている。手間や運営費用など制約が多いにもかかわらず、仲間と協力しあい、長年運営している文庫も多い。

(注1 参考文献より)

* 5 : 児童図書館員 (じどうとしょかんいん children's librarian)

子どもを対象とする図書館サービスを中心業務とし、全般的な図書館学の習得に加え、児童サービスに関する理論、方法、技術を習得した図書館員をいう。一般的には、主に児童室の運営、児童資料のコレクション構築などを専門的に行う図書館員のことをさす。

日本では制度上児童図書館員としての専門的な教育は行われてこなかったが、長年の取り組みによって1997（平成9）年から司書養成の科目が改正され、「児童サービス論」が必修科目となった。

子どもたちにとり、本との出会いや図書館での体験の大切さは認識されながらも、児童サービスやそれを支える児童図書館員への理解・対応は十分とはいえない状況下にある。専任の児童図書館員を配置し、児童専用のカウンターを持ち、子どもに対するサービスの位置づけや体制を示す図書館がある一方で、職員事情や窓口業務の集中化、業務のコンピューター化などにより、専任職員体制の廃止やサービスカウンターが一元化された図書館もある。児童サービスが図書館運営の中で明確に位置づけられ、担当する図書館員が継続的に児童サービスを実践し、研修や研究を蓄積していける職場体制や環境をつくることは、専門性の高い児童図書館員を育てていくために必要である。（注1参考文献より）

* 6 : 読み聞かせ（よみきかせ）

本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教師が子どもの一人ひとりまたは小グループに対して行う。

聞かせる話は、単純な話で筋のある面白いもの、子どもが話の中に同化して筋の変化を楽しめるもの、ことばの響きが美しくリズムカルで適度な繰り返しのあるもの、などがよい。読み聞かせるひとは、あらかじめ暗誦できるほどに本を読んでいて、リズムや語と語の間、ページを繰るタイミングなどに注意しながら、子どもたちが本に集中するように配慮する。（注1参考文献より）

* 7 : 学校図書館の計画的な利用とその機能の活用

文面は以下の通り。小・中学校・高校とも文面は同じである。

- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（文部科学省HPより）

※ 関係法令等

文部科学省告示第 132 号

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 18 条の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を次のように定め、平成 13 年 7 月 18 日から施行する。

平成 13 年 7 月 18 日

文部科学大臣 遠山 敦子

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

目次

1 総則

- (1) 趣旨
- (2) 設置
- (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
- (4) 資料及び情報の収集、提供等
- (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
- (6) 職員の資質・能力の向上等

2 市町村立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 資料の収集、提供等
- (3) レファレンス・サービス等
- (4) 利用者に応じた図書館サービス
- (5) 多様な学習機会の提供
- (6) ボランティアの参加の促進
- (7) 広報及び情報公開
- (8) 職員
- (9) 開館日時等
- (10) 図書館協議会
- (11) 施設・設備

3 都道府県立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 市町村立図書館への援助
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
- (4) 図書館間の連絡調整等
- (5) 調査・研究開発
- (6) 資料の収集、提供等
- (7) 職員
- (8) 施設・設備
- (9) 準用

1 総則

(1) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和25年法律第118号）第18条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

③教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実に図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

⑤資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、

大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに

努めるものとする。

(10) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通の確保に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の要求や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集, 提供等

都道府県立図書館は, 3の(9)により準用する3の(2)に定める資料の収集, 提供等のほか, 次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための, 郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録, 索引等の作成, 編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は, 3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか, 3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は, 3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか, 次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は, 都道府県立図書館に準用する。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：平成二〇年六月一一日法律第五九号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十年六月十一日法律第五十九号 (一部未施行)

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 公立図書館 (第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館 (第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにならなければならない。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

「高知県の図書館行政のあり方」

－提言－

平成21年8月23日 高知県立図書館